

○福智町老朽空き家等解体撤去費補助金交付要綱

令和8年3月25日  
告示第40号

(趣旨)

第1条 この告示は、倒壊や建設材等の飛散のおそれがある老朽空き家等の解体撤去を促進することにより町民の安全で安心な居住環境の形成を図るため、町内に存する老朽空き家等の解体撤去工事を行う所有者等に対し、町が予算の範囲内で交付する福智町老朽空き家等解体撤去費補助金（以下「補助金」という。）について、福智町補助金等交付規則（平成24年福智町規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 老朽空き家等 次のア及びイのいずれにも該当する住宅等の建築物であつて、居住その他の使用がなされていないことが常態であるものをいう。

ア 木造又は軽量鉄骨造であること。

イ 評点の合計点が100点以上であること（補助金の交付を受ける目的で損傷させて100点以上になった場合を除く。）。

(2) 評点 建築物について別表に定めるところにより付した点数をいう。

(3) 所有者等 解体撤去する老朽空き家等の所有者、管理者等をいう。

(4) 解体工事業 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の登録（同条第2項の登録の更新を含む。）を受けた者をいう。

(5) 標準除却費 住宅地区改良事業等補助金交付要領（昭和53年4月4日付け建設省住整発第14号）に基づき国土交通大臣が定める標準除却費をいう。

(補助対象工事)

第3条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、町内に存する老朽空き家等を解体撤去する工事であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 所有者等が行う工事であること。

(2) 同一敷地内にある老朽空き家等の全部を解体撤去する工事であること。

(3) 解体撤去を行う解体工事業者が町内に住所（法人にあつては、主たる事務所）を有するものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、補助金の交付の対象としない。

(1) 補助対象工事を行う所有者等が次のアからエまでのいずれかに該当する場合

ア 町税等を滞納している場合

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者である場合

エ 町長から空き家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第3項の規定による命令を受けた場合

(2) 解体撤去する老朽空き家等が公共事業等による移転又は建替え等の補償の対象になっている場合

(3) 補助対象工事について国、県又は町から他の補助金等の交付を受けることが決定

している場合

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象工事に要する経費(解体材の処分に要する費用を含む。)とし、解体撤去する老朽空き家等に係る標準除却費を上限とする。

2 前項の標準除却費は、交付決定日が属する年度のものを使用する。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、1件につき50万円又は補助対象経費の2分の1の額のいずれか低い額とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする所有者等(以下「申請者」という。)は、福智町老朽空き家等解体撤去費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 登記事項証明書その他の申請者が所有者等であることが分かる書類

(2) 補助対象経費が確認できる工事費概算見積書(補助対象工事を行う解体工事業者の押印のあるものに限る。)

(3) 町税等の滞納がないことの証明書(申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。)

(4) 誓約書兼同意書(様式第2号)

(5) 老朽空き家の現況写真

(6) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査のうえ、補助金の交付の可否を決定し、福智町老朽空き家等解体撤去費補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により交付の決定をするときは、必要な条件を付することができる。

3 補助金の交付の決定は、別に定める申請期間に申請を受けたもののうち評点が高いものから優先するものとする。

(補助事業の変更等)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定を受けた補助対象工事(以下「補助事業」という。)を変更し、又は中止しようとするときは、福智町老朽空き家等解体撤去費補助金変更・中止承認申請書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて提出し、町長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更の場合を除く。

(1) 補助事業の変更又は中止を説明するための書類

(2) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査のうえ、補助事業の変更又は中止の承認の可否を決定し、福智町老朽空き家等解体撤去費補助金変更・中止承認決定通知書(様式第5号)により補助事業者に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定により承認の決定をするときは、必要な条件を付することができる。

(補助事業の遂行)

第9条 補助事業の着手は、補助金の交付決定(補助事業の変更を行う場合にあつては、変更の承認決定)を受けた後に行わなければならない。

2 補助事業者は、補助金の交付決定の内容（変更の承認決定の内容を含む。以下同じ。）及びこれに付された条件に従い、適切に補助事業を行わなければならない。  
（検査等）

第10条 町長は、補助事業が適切に行われていることを確認するため、補助事業の実施中又は完了後に検査を実施することができる。

2 町長は、前項の規定による検査の結果、補助事業が適切に行われていないと認める場合には、当該補助事業が適切に行われるよう補助事業者に指導するものとする。  
（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定があった日が属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、福智町老朽空き家等解体撤去費補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

- (1) 施工写真（補助事業の実施前と実施後が比較できる写真をいう。）その他補助事業の内容が確認できる書類
- (2) 補助事業の実施に関する契約書の写し
- (3) 補助事業に係る請求書の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 町長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、福智町老朽空き家等解体撤去費補助金交付額確定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 前条の規定による補助金の額の確定を受けた補助事業者は、福智町老朽空き家等解体撤去費補助金交付請求書（様式第8号）を町長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求書の提出を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の交付の取消し等）

第14条 町長は、補助金の交付決定を通知し、又は補助金を交付した後において、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 第10条第2項の規定による指導に従わないとき。
- (3) 補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められないとき。
- (4) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

（補則）

第15条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表別表（第2条関係）

| 評定区分                       | 評定項目             | 評定内容  | 評点                 | 最高<br>評点 |
|----------------------------|------------------|---|--------------------|----------|
| 1 構造一般の程度                  | 基礎               | ア 構造体力上主要な部分である基礎が玉石であるもの   | 1 0                | 4 5      |
|                            |                  | イ 構造体力上主要な部分である基礎がないもの  | 2 0                |          |
|                            | 外壁               | 外壁の構造が粗悪なもの   | 2 5                |          |
| 2 構造の腐朽又は破損の程度             | 基礎、土台、柱又ははり      | ア 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの                                 | 2 5                | 1 0<br>0 |
|                            |                  | イ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの | 5 0                |          |
|                            |                  | ウ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの                                       | 1 0<br>0           |          |
|                            | 外壁               | ア 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの  | 1 5                |          |
|                            |                  | イ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの                     | 2 5                |          |
|                            | 屋根               | ア 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの  | 1 5                |          |
|                            |                  | イ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下がったもの                            | 2 5                |          |
|                            |                  | ウ 屋根が著しく変形したもの  | 5 0                |          |
|                            | 3 防火上又は避難上の構造の程度 | 外壁  | ア 延焼のおそれのある外壁があるもの |          |
| イ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が3 以上あるもの |                  |   | 2 0                |          |
| 屋根                         |                  | 屋根が可燃性材料でふかれているもの   | 1 0                |          |
| 4 排水設備                     | 雨水               | 雨樋がないもの   | 1 0                | 1 0      |

備考 一の評定項目につき該当評定内容が二又は三ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応じる各評点のうち最も高い点数とする。